

平成十八年十二月二十二日受領  
答弁 第二四二二号

内閣衆質一六五第二四二号

平成十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員田嶋要君提出近未来通信に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田嶋要君提出近未来通信に関する質問に対する答弁書

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十一条の二に規定する広告放送の識別のための措置は、同法第一条の目的を踏まえ、放送番組の中に広告放送が混在する場合に受信者がこれを識別できずその真実性について判断を誤ること等のないようにするために、特に設けられているものである。

様々な目的を持って運営されているメディアについて、その種類を問わず一律に御指摘のような措置を講ずることは、言論、出版等の表現の自由の観点から、その必要性等について慎重な検討を要するものであると認識している。